

○ 畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七号）（抜粋）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（租税特別措置法施行令の一部改正）</p> <p>第四条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）</p> <p>第十七条 省 略</p> <p>2 法第二十五条第一項第一号に規定する政令で定める市場は、次に掲げる市場とする。</p> <p>一 省 略</p> <p>二 省 略</p> <p>三 農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体（これらの法人の設立に係る法人でその発行済株式若しくは出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数若しくは総額又は拠出された金額の二分の一以上がこれらの法人により所有され、若しくは出資され、又は拠出されているものを含む。）により食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設される市場のうち、当該市場における取引価格が中央卸売市場において形成される価格に準拠して適正に形成されるものとして農林水産大臣の認定を受けたもの</p> <p>3 省 略</p>	<p>（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）</p> <p>第十七条 同 上</p> <p>2 法第二十五条第一項第一号に規定する政令で定める市場は、次に掲げる市場とする。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）附則第十条の規定により中央卸売市場とみなされた市場</p> <p>三 同 上</p> <p>四 農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体（これらの法人の設立に係る法人でその発行済株式若しくは出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数若しくは総額又は拠出された金額の二分の一以上がこれらの法人により所有され、若しくは出資され、又は拠出されているものを含む。）により食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設される市場のうち、当該市場における取引価格が中央卸売市場又は第二号の中央卸売市場とみなされた市場において形成される価格に準拠して適正に形成されるものとして農林水産大臣の認定を受けたもの</p> <p>3 同 上</p>

改正後

(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第三十九条の二十六 省略

2 法第六十七条の三第一項第一号に規定する政令で定める市場は、次に掲げる市場とする。

一 省略

二 省略

三 農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体（これらの法人の設立に係る法人でその発行済株式若しくは出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数若しくは総額又は拠出された金額の二分の一以上がこれらの法人により所有され、若しくは出資され、又は拠出されているものを含む。）により食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設される市場のうち、当該市場における取引価格が中央卸売市場において形成される価格に準拠して適正に形成されるものとして農林水産大臣の認定を受けたもの

3 5 省略

改正前

(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第三十九条の二十六 同上

2 法第六十七条の三第一項第一号に規定する政令で定める市場は、次に掲げる市場とする。

一 同上

二 畜産経営の安定に関する法律附則第十条の規定により中央卸売市場とみなされた市場

三 同上

四 農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体（これらの法人の設立に係る法人でその発行済株式若しくは出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数若しくは総額又は拠出された金額の二分の一以上がこれらの法人により所有され、若しくは出資され、又は拠出されているものを含む。）により食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設される市場のうち、当該市場における取引価格が中央卸売市場又は第二号の中央卸売市場とみなされた市場において形成される価格に準拠して適正に形成されるものとして農林水産大臣の認定を受けたもの

3 5 同上